

●創業間もない・事業拡大等で前年の売上高と比較できない法人・個人事業主でも申請していただける緩和要件がございます。

【対象者】

①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者

②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

⇒ ②の主な事例

〔 店舗や工場が増加している、新たな事業を開始している、新規設備等により企業が成長している
 取引先が拡大している、新分野進出により業務が拡大している、従業員数が増加している
 事業開始後に売上が計上できない期間が継続していた など 〕

【認定要件】

上記対象者は、下記のいずれかを満たしている場合に認定申請していただけます。

保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上の減少率が必要

要件	様式
最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較	4号②、5号イ-⑦⑩⑬、危機②
最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較	4号③、5号イ-⑧⑪⑭、危機③
最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較	4号④、5号イ-⑨⑫⑮、危機④